

共通一第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務
発注課	システム管理課
選定事業者	B I P R O G Y株式会社北海道支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、基本四情報の記録等を住基ネットシステムへ連携するための「CS（コミュニケーションサーバ）」、基幹系情報システムとCSを連携する本市独自の「中間サーバ」を安全かつ安定的に稼働させるための運用・保守を行う業務である。</p> <p>住基ネットを利用した業務は即時性が求められ、何らかの障害が検知されると、CS、中間サーバを一体として速やかに調査し、原因を特定したうえで、迅速に対処しなければならない。</p> <p>実際、各サーバの運用保守業者が異なっていたとすると、データ連携の不備などが発生した場合、業者間で調整しながら障害の範囲・発生箇所・原因等を特定する作業から始めなければならない、復旧までに相応の時間を要する。対応が完了するまでの間、区窓口では市民へのサービス提供が困難となり、結果として市民に不利益を生じさせてしまうこととなる。</p> <p>このように、CSと中間サーバ間の不具合による対応時間は、区窓口業務における市民サービスに直結するため、極めて高い接続性を有しているものとして取り扱う必要がある。したがって、住基ネットを安全かつ安定的に稼働させるためには、これらを一体的に運用することが不可欠である。</p> <p>当該事業者は、本市の委託により中間サーバの開発、納入を行っており、過去に実施した改修及び保守業務を受託してきた実績があり、中間サーバの機能、各種設定情報、アプリケーションの動作特性、関連システムとの連携仕様等を既に熟知している。本業務は、これらを引き継いで作業するものであることから、過去の役割と密接な関連性を有している。</p> <p>仮に他の事業者が本業務を受託した場合、これを履行するために、当該事業者の書式で作成された関連資料を基に、中間サーバの機能、各種設定情報、アプリケーションの動作特性、関連システムとの連携仕様等を把握する必要があり、インシデントや障害発生時の調査に多大な時間を必要とする。</p> <p>このような状況を前提においた場合、業務履行に必要な不可欠な知識がないまま本業務を実施することになり、その結果、本市は本業務による安全かつ安定的な稼働の提供を受けることが困難となる。</p> <p>以上のことから、本業務を受託できるのは、本市独自の中間サーバを開発し、以降、改修及び運用・保守業務を継続して受託している当該事業者の他にない。</p>	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号